

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

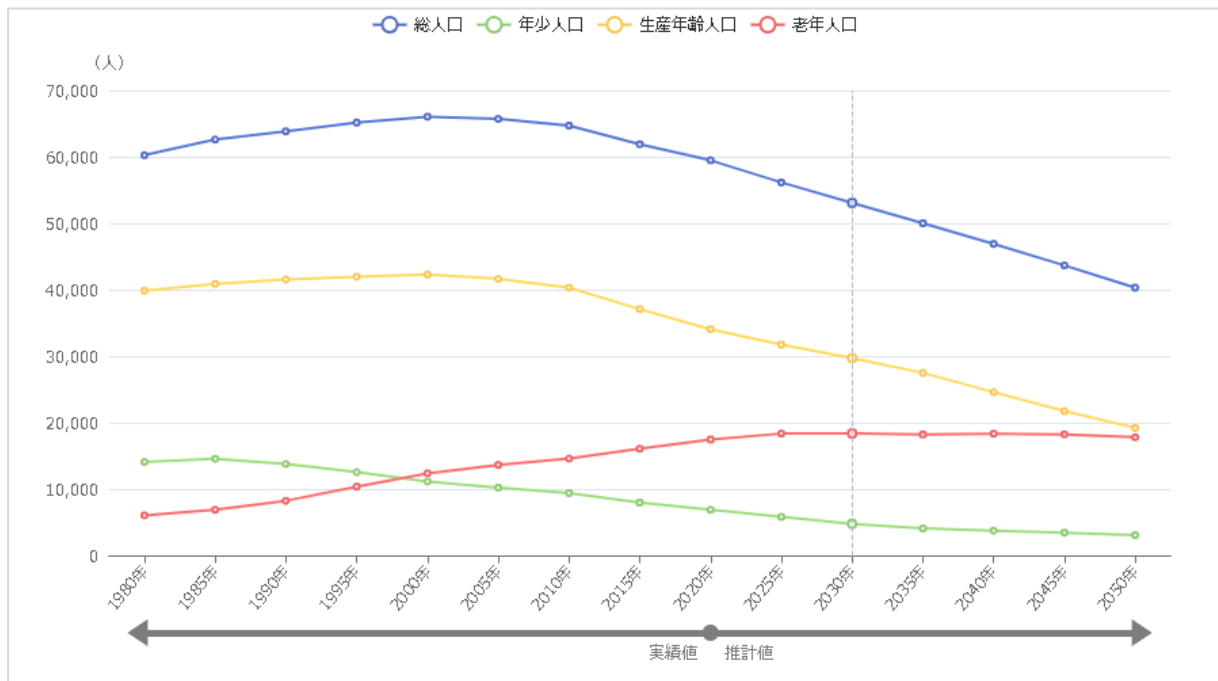
【人口構造】

本市は、平成 17（2005）年 11 月に旧白河市、旧表郷村、旧大信村及び旧東村の 1 市 3 村が合併し、現在の市域が形成された。総人口は、平成 12（2000）年の 66,048 人をピークに減少しており、令和 7 年（2025）1 月 1 日現在では、56,339 人となっている。

また、年齢 3 区分別に見ると、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 12（2000）年以降ゆるやかに減少し、年少人口（0～14 歳）については昭和 60（1985）年以降減少が続いている一方で、老年人口（65 歳以上）は一貫して増加している。

国立社会保障・人口問題研究所の令和 5（2023）年推計によると、令和 32（2050）年には 40,370 人程度にまで減少すると予測されており、人口減少がもたらす、本市経済への影響はますます大きくなることが懸念される。

〈図：年齢 3 区分別人口の推移〉



(出典：RESAS)

【産業構造】

本市の産業別従業者数（事業所単位）の構成（令和 3（2021）年経済センサス）としては、製造業が 30.3%と最も高く、次いで卸売業・小売業（18.2%）、医療・福祉（10.9%）、その他サービス業（7.7%）と続いている。

また、付加価値額としても、製造業や卸売業・小売業をはじめ、その他サービス業、医療・福祉、情報通信業など、様々な業種が上位を占めており、本市経済や雇用を支えている。

【中小企業者の実態】

本市企業の大部分は中小企業が占めており、多様な業種が立地している。

しかし、少子化による労働人口の減少は、多くの業種に慢性的な人材不足をもたらしており、直近（令和 6（2024）年 12 月）の白河市内の有効求人倍率が 1.37 倍となっているなど、若者をはじめとした次世代を担う人材の確保に苦慮している。

また、団塊世代を中心に経営者の高齢化が進行しており、後継者不足に悩む中小企業者が増加しており、対策が急務である。

（2）目標

本市では、令和 2（2020）年に「白河市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、中小企業者の自らの努力及び創意工夫により、事業の持続的な成長及び発展が促進されることを、中小企業者の振興の基本理念の 1 つとして掲げている。

そのために、市は、中小企業者の振興に関する施策の推進を図る必要があることから、中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、製造業をはじめとする各中小企業者が積極的に先端設備等を導入し、生産性向上を進め、経営基盤の強化や事業活動の拡大につながることを目指す。

また、それにより、新たな雇用の創出や後継者の育成等の波及効果が生み出されることを目指す。

これを実現するために、計画期間中に 2 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

「1 先端設備等の導入の促進の目標」で記述したとおり、多種多様な産業の様々な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める全ての先端設備等とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市の産業は、市内に点在して立地しているため、広く中小企業者の生産性向上

を実現する観点から、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

【業種】

本市の産業は多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

【事業】

生産性向上に向けた中小企業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 市税を滞納している者が行う事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。